



2019年度

事業計画書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

一般社団法人北海道食産業総合振興機構
(フード特区機構)

< 目 次 >

I	概要	2
II	2019年度の取組内容	4
1	生産体制の強化	4
(1)	一次産業と企業の連携促進等	4
(2)	植物工場クラスターの形成支援	4
2	研究開発拠点の拡充とネットワーク強化	6
(1)	食品試作・実証・製造プラットフォームを活用した食品開発の促進	6
(2)	連携プロジェクトを通じた研究開発基盤の拡充支援	6
(3)	ヘルシーD oの普及啓発等支援	7
3	輸出支援の加速	8
(1)	輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充（東アジア・東南アジア）	8
(2)	輸出業務を担う人材の育成	9
III	フード特区の統括・管理（マネジメント）	9

I 概要

(1) 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（以下「フード特区」）の目標

○数値目標（5年間の増加目標）

輸出・輸入代替額：2,600億円

（内訳：輸出600億円、輸入代替900億円、インバウンド1,100億円）

○主なプロジェクトとそのKPI（重要業績評価指標）

① 一次産業と企業との連携促進等による食産業の競争力強化プロジェクト

<KPI>一次産業と企業との連携プロジェクト数：5年間で25件

② 「食の臨床試験システム」を核とした食の高付加価値化の研究・製造拠点の集積促進プロジェクト

<KPI>機能性素材の新規研究開発プロジェクト数：5年間で100件

③ 海外需要獲得（海外を相手に稼ぐ）プロジェクト

<KPI>輸出に必要な国際認証・登録等数：5年間で50件

(2) 一般社団法人 北海道食産業総合振興機構（以下「当機構」）の役割

当機構は「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域において、食品の高付加価値化等による商品開発、生産拡大及び販売促進のため、産学官及び地域間連携を推進し、食品生産体制の強化及び食関連産業の発展、延いては国際競争力の強化の実現を図る」ため、フード特区のマネジメントを行うとともに、自主事業の実施及び国や北海道の委託事業や補助事業を活用し、フード特区の目標達成に貢献する事業を行う。

(3) 2019～2021年度の取組方針

フード特区の計画期間が終了する2021年度を展望し、2018年度に以下のとおり「フード特区の出口戦略」を策定した。2019～2021年度はこの戦略に沿った取組みを推進し、「全道・全国に波及するような事例」を創出していく。

① 出口戦略

フード特区の定性目標である「北海道をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする」ことを推進し、全道・全国のモデルとなるような成果を残す。

② 戦術

(A) 特区制度（特に「規制・制度の緩和」）の活用を促進する。

(B) エリア毎に「核・柱となる事業（重点事業）」を発掘し、2021年度まで実施する。

(4) 2019 年度の取組み

2019 年度は出口戦略に基づき、重点事業を主体に以下に取り組む。

- ① 生産体制の強化に向けた取組み
 - (A) 一次産業と企業との連携促進等
 - (B) 植物工場クラスターの形成支援

- ② 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化に向けた取組み
 - (A) 食品試作・実証・製造プラットフォームを活用した食品開発の促進
 - (B) 連携プロジェクトを通じた研究開発基盤の拡充支援
 - (C) ヘルシーD o の普及啓発等支援

- ③ 輸出支援の加速に向けた取組み
 - (A) 輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充（東アジア・東南アジア）
 - (B) 輸出業務を担う人材の育成

以下に、2019 年度の具体的な取組内容を記載する。

II 2019年度の取組内容

1 生産体制の強化

(1) 一次産業と企業との連携促進等

①これまでの経過

2018年度は、194件の相談案件（連携ニーズ）の中から、17件の連携プロジェクトを選定し、2017年度と合わせて31件とした。2018年度の成果として、内閣府にKPIとして報告するプロジェクトを最終的に6件選定した。

②取組内容

(A) 考え方

産業連携推進オフィス活動は3年目を迎え、連携ニーズの発掘から、連携プロジェクトの育成に軸足を移し、フード特区の数値目標（KPI）である「一次産業と企業との連携プロジェクト数5年間で25件」の達成に貢献することに加え、出口戦略となるモデルプロジェクトの創出を目標とする。

(B) 具体的な取組内容

- (a) 連携ニーズの発掘は、「特区エリアの事案」、「中堅・大企業及び生産団体などの規模が大きい事案」、「研究拠点化・特区措置につながるプロジェクト」にターゲットを絞る。
- (b) 選定した31件の連携プロジェクトがモデルプロジェクトとなるように支援を行う。特に公的資金の獲得支援により、プロジェクトに求心力と加速化を求める。
- (c) 特区メリットを発揮できるよう内閣府・関係省庁との連携を図る。

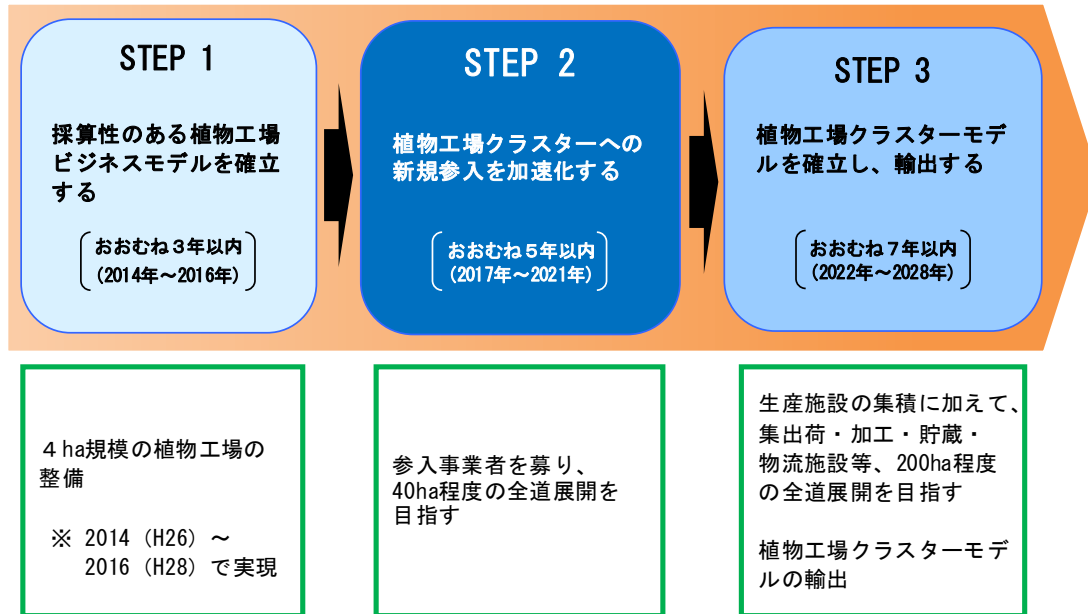
(2) 植物工場クラスターの形成支援

①これまでの経過

当機構と生産者・民間企業等で組織する北海道次世代施設園芸コンソーシアム（事務局：当機構）は、輸入代替の取組みの一環として2014～2016年度で4haイチゴの大規模植物工場（次世代施設園芸北海道拠点）整備支援を行い「植物工場のビジネスモデルの確立」を実現した。

2017年度に農林水産省の次世代施設園芸拡大支援事業（次世代施設園芸地域展開促進事業）を活用して、新たに当機構と生産者、農業・研究団体等で組織する北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアム（共同事務局：北海道、当機構）を設立し、STEP2となる「植物工場クラスターへの新規参入の加速化」を促進し、高度環境制御技術を導入した施設園芸40ha程度の全道展開に向けた取組みを行ってきた。

《植物工場クラスターのロードマップ（全道展開モデル）》



②取組内容

(A) 考え方

今後もこれまで得られた知見の企業や生産者等への情報発信、新要素技術等を採用した農業資器材の新商品情報等の収集、および最新情報を採り入れた研修等での継続的な普及活動のサイクルを通じて、道内の施設園芸の技術向上をはかるとともに、施設園芸検討企業との継続的な意見交換や新たな面談へと繋げていくなど、植物工場クラスターへの新規参入や施設園芸の高度化に向けた支援継続が必要である。

2019年度も引き続き国の補助事業等を活用し、これまで得られた知見等の情報発信、新技術等の情報収集、研修等の普及活動に取り組む。また、2018年度中に検討された「フード特区の出口戦略」および「フード特区機構の今後のあり方」に沿い、当機構が担ってきた一部業務の移管について関係機関との協議を行う。

(B) 具体的な取組内容

(a) 農林水産省の持続的生産強化対策事業（次世代施設園芸拡大支援事業）を活用し、北海道次世代施設園芸地域展開コンソーシアムとして、これまで得られた知見等について道内を中心にイベントやフォーラム等での情報発信、施設園芸先進技術等の情報収集、研修等での普及活動等に取り組む。

(i) 新規参入及び施設園芸の高度化への検討

関係者による新規参入の加速化及び施設園芸の高度化への検討会等の開催。

(ii) 知見等の情報発信・情報収集・研修等での普及活動等

- ・ 知見等の情報発信（イベント等でのPR活動など）
- ・ 情報収集（要素技術の収集・普及のための施設園芸先進地等調査など）

- ・ フォーラム、栽培技術講習会等の北海道養液栽培研究会との共同開催による知見等の普及活動 等

2 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化

(1) 食品試作・実証・製造プラットフォームを活用した食品開発の促進

①これまでの経過

2013年に(公財)北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)、(地独)北海道立総合研究機構(道総研)、当機構が連携して構築した食品試作・実証・製造プラットフォームを活用し、道内外の食関連企業の相談に応じ、パートナー企業とのマッチングを進めるとともに、新商品開発の支援を行った。

②取組内容

(A) 考え方

関係機関と連携して、食品試作・実証・製造プラットフォームの活性化に向けた新たなスキームづくりを行うとともに、企業への積極的な周知によるパートナー企業の拡大や活用促進を図る。

(B) 具体的な取組内容

- (a) 広報や企業の一次相談窓口を担う関係機関を加えた新たな食品試作・実証・製造プラットフォームの体制を構築し、構成機関相互の連携を密にする。
- (b) 企業訪問やセミナー開催、その他効果的な手法により、道内外のパートナー企業拡大やプラットフォーム活用促進に向けた働きかけを行う。
- (c) 企業間のマッチングを充実し、互いの得意分野を活かした新商品開発を支援するとともに、インセンティブとなる支援の仕組みを構築し、取組の加速化を図る。

(2) 連携プロジェクトを通じた研究開発基盤の拡充支援

①これまでの経過

産業連携推進オフィスの活動の一環で研究開発基盤の拡充に関する連携プロジェクトを支援してきた。

大学・研究機関が主導する連携プロジェクトとして、2017年度に3件、2018年度には8件を発掘し、計11件に対し研究資金獲得等の支援を行なった。

企業主導の連携プロジェクトに対しては、大学・研究機関とのマッチングを促進した結果、6件のプロジェクトに大学・研究機関が参画した。

②取組内容

(A) 考え方

産業連携推進オフィス活動の連携ニーズの発掘および育成において、研究開発基盤の拡充につながる案件の支援に重点をおく。

(B) 具体的な取組内容

- (a) 特区エリアにある大学・研究機関および研究支援機関を訪問し、研究開発基盤の拡充につながる研究テーマを発掘し、企業・生産者とのマッチング等を行い、連携プロジェクトの立ち上げを支援する。
- (b) 企業が主導する連携プロジェクトについて、大学・研究機関のマッチングを行い、産学連携を促進する。
- (c) これらの連携プロジェクトについて、設備導入・要員確保など研究開発基盤の拡充につながるように、研究資金獲得を主軸にした支援を行う。
- (d) 特区推進調整費・規制緩和などの特区措置を積極的に利用し、これらの連携プロジェクトの加速化を図る。

(3) ヘルシーD○の普及啓発等支援

①これまでの経過

2013年度にスタートした本制度は、関係機関による制度の普及啓発、機能性素材開発支援及び申請支援の結果、2018年度末までに道が行った全12回の認定において、累計61社113商品が認定されている。

②取組内容

(A) 考え方

これまで関係機関と連携して推進してきた制度の普及啓発、企業の参入要望の把握と商品開発及び申請に対する支援、認定商品の販路開拓支援、機能性素材データベースの管理などの業務について、関係機関との連携を強めながら着実に推進するとともに、当機構が担ってきた業務の円滑な移管について関係機関と協議を進める。

(B) 具体的な取組内容

- (a) 認定企業や流通企業、関係機関で構成するネットワーク「ヘルシーD○推進協議会」を活用し、食品開発主体、エビデンス提供・シーズ支援機関、ブランディング・マーケティング支援機関のネットワークによるプロジェクトチームを構築し、売れる商品の開発支援体制を整備する。
- (b) 主要な地域ごとに、道内の食品企業やOEM受託企業、機能性素材製造企業、地方自治体、消費者等に対するセミナー・個別相談会を開催し、機能性食品開発の提案や開発支援を行う。
- (c) 流通企業やドラッグストア等小売企業に働きかけを行い、市場調査に基づき認定商品の販路開拓を支援する。
- (d) 関係機関と連携して、商品開発につながるデータベースの整備等を進める。

3. 輸出支援の加速

(1) 輸出拡大に向けた商流・物流の構築、拡充（東アジア・東南アジア）

①これまでの経過

輸出拡大の取組みを実施したことにより、知識・情報・ノウハウ・ネットワークが蓄積され、それらを活用して、次の1)～3)に取り組んできた。

- 1) 個別の輸出支援を通じた「新規の商流・物流の構築」
- 2) 既に構築された商流・物流を活用した「新たな取引先の発掘」、「既存取引先における取扱数量の増大及び新たな商品の取扱い」
- 3) 輸出に関する課題等の把握及びその解決

その結果、現地との商流・物流が構築され、商談会以外でも輸出商品の提案が随時可能となったとともに、現地からの商品提案依頼も増えてきた。

また、事業の実施に際しては、他の機関と共同で実施するなど、相乗効果を発揮できるように努めてきた。

②取組内容

(A) 考え方

2018年度までの活動で得られた成果を踏まえて、2019年度も引き続き次のとおり実施する。

- ・国内外の関係機関との連携・協力を通して、輸出に意欲のある企業及び輸出商品の発掘、商談等支援の実施、商流・物流の構築・拡充による新たな輸出市場の創及び拡充の推進、輸出に関する課題等の把握及びその解決を図ることで、輸出実績を更に拡大していく。
- ・輸出支援業務マニュアルを整備・拡充していくとともに、その内容を他の機関と共有するなど、機能の移管に向けた協議を実施する。

(B) 具体的な取組内容

- ・実施に際しては、特区期間終了後(2021年度で終了)における道内企業への輸出支援が円滑に進むよう、機構が有する機能・ノウハウを関係機関と共有していくため、関係機関と連携・協働の上、次の(a)～(c)を実施する。

- (a) 輸出関連セミナーの開催
- (b) 輸出相談および輸出支援の実施
- (c) 機能の移管に向けた協議の実施

- ・上記(a)、(b)については、昨年度に引き続き北海道及びジェトロ北海道と協働で実施する「道産食品輸出塾」を通じて進めていく。

また、「道産食品輸出課題検討会議」^(注)(事務局:北海道農政事務所、北海道、北海道経済連合会)に参加し、その活動を通じて、輸出に関する課題等の把握及びその解決を図っていく。

(注) 道産食品の輸出拡大に向けて、その課題の抽出及び解決策の検討を実施等を行うことを目的に、「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会(事務局:北海道農政事務所)」「道産食品輸出拡大戦略推進協議会(事務局:北海道)」の下部組織として設置(7機関で構成)。

(2) 輸出業務を担う人材の育成

①これまでの経過

機構が有する知識・情報・ノウハウ・ネットワークを活用して、輸出に取り組む企業を支援してきたが、部分的な支援に止まり、企業自ら輸出できる体制づくりには至っていない。

②取組内容

(A) 考え方

2018年度の活動で得られた成果を踏まえて、企業自ら輸出に取り組む体制の構築を支援する。

(B) 具体的な取組内容

- ・2018年度に実施した輸出商品の選定や商談スキルの向上に繋がる勉強会等を、関係機関と連携・共同の上、実施する。
- ・企業自ら輸出に取り組む体制を構築できるよう、総合的な支援を実施する。
- ・「道産食品輸出塾」のメニューにある貿易実務講座等や個別支援を通じて進めていく。

Ⅲ フード特区の統括・管理（マネジメント）

1. 特区制度に基づく優遇措置の活用促進

- ・特区制度に基づく優遇措置（規制緩和・税制支援・金融支援・財政支援）の認知度向上、活用促進を図るため、各種セミナー・説明会等の機会を利用して優遇措置の普及啓発に取り組む。
- ・セミナーや説明会等を通じて発掘した事業者の課題やニーズは、北海道・4市と連携し、制度活用に繋げる。

2. 連携事業

- ・北海道及び札幌市・江別市・帯広市・函館市（4市）と連携事業を実施する。

3. 広報・賛助会員への対応

- ・会員の増加を図るため、ホームページやセミナー・説明会等を活用したPRやパンフレットの提供等、情報発信・情報提供を強化する。
- ・賛助会員等を対象として当機構の活動を報告する「業務説明会」を実施する。

4. 要望活動・会議参画等

- ・事業の効果的な推進を図るため、北海道経済連合会と連携して、国や北海道に対して要望活動を行う。
- ・関係機関の会議等に参画し情報交換等を行う。

5. フード特区機構の今後のあり方の協議継続

- ・フード特区の計画期間が終了する2021年度を展望して、当機構の体制、業務の見直し、移管の進め方等について関係機関との協議を継続する。